



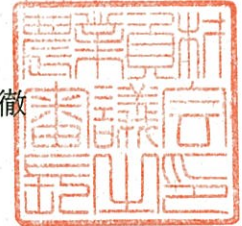
2 資 審 第 28 号

令和2年12月23日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

農業資材審議会長 松井

徹



飼料の成分規格の改正に係る諮問について（答申）

令和2年9月11日付け2消安第2641号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料に含まれる農薬の成分であるシアナジンの成分規格を別紙のとおりにすることについては、**適当と認める。**

(別紙)

飼料原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：シアナジン)	
	改正前	改正後
えん麦	<u>0.01</u>	削除
大麦	<u>0.05</u>	削除
小麦	<u>0.1</u>	削除
とうもろこし	<u>0.1</u>	削除
マイロ	<u>0.01</u>	削除
ライ麦	<u>0.01</u>	削除
牧草	<u>0.01</u>	削除

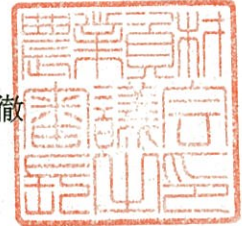
下線部分は改正部分

2 資 審 第 29 号

令和2年12月23日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

農業資材審議会長 松井 徹



組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について（答申）

令和2年10月16日付け2消安第3109号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料について、安全性に問題がないとすることは
適当と認める。

- ・ 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ MON87429 系統
- ・ 収量増加及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP202216)